



3環活第606号
令和4年3月25日

中部電力株式会社
代表取締役社長
社長執行役員
林 欣吾 様

株式会社O S C F
代表取締役 梅田 明利 様

愛知県知事



(仮称)新城・設楽風力発電事業計画段階環境配慮書についての知事意見について(通知)

このことについて、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第3条の7第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添1のとおりです。

なお、関係市町長(豊田市長、新城市長及び設楽町)の環境の保全の見地からの意見は、別添2のとおりです。

担当 環境局環境政策部環境活動推進課
環境影響・リスク対策グループ
電話 052-954-6211(ダイヤルイン)

(仮称) 新城・設楽風力発電事業 計画段階環境配慮書についての知事意見

風力発電事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものであるが、周辺の生活環境及び自然環境に十分配慮して事業を実施することが重要である。このため、事業者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成する必要がある。

1 全般的な事項

（1）事業実施想定区域（以下「区域」という。）及びその周辺の一部は、愛知高原国定公園の第3種特別地域に指定されており、国定公園の特別地域については環境保全の観点から風力発電機の新築等に対する許可基準が示されている。

このため、国定公園管理者等の関係機関と十分に調整を行い、対象事業実施区域の設定及び本事業の事業計画の検討について当該基準を踏まえて適切に実施した上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。当該基準を満たすことができない場合は、国定公園の第3種特別地域内の風力発電機の設置を回避すること。

（2）区域及びその周辺の一部は、水環境、生態系の保全等に関する地域において重要な機能を有する水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林に指定されている。

このため、関係機関と十分に調整を行い、対象事業実施区域の設定及び本事業の事業計画の検討を適切に実施し、保安林指定区域における樹木の伐採、土地の改変等ができる限り回避すること等により、当該機能の維持を図ること。

（3）方法書においては、対象事業実施区域の設定経緯及びその内容について丁寧に記載すること。また、風力発電機の配置計画や工法、交通ルート等の工事に関する事項をできる限り具体的に記載すること。

（4）事業計画の検討に当たっては、重大な環境影響を回避、低減する観点から、国内外の環境の保全に関する最新の知見を踏まえるとともに、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、風力発電機の規模及び配置を慎重に検討すること。

2 騒音及び風車の影

区域の周辺に住宅が存在しており、一部の住宅については、複数の区域に囲まれていることから、施設の稼働に伴う騒音及び風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電機をできる限り住宅から離隔するなど、生活環境への影響に配慮した事業計画とするとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(平成29年5月、環境省)、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月、環境省)等に基づき、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

3 水質

区域及びその周辺には、複数の河川が存在しており、水道用水の水源となっている河川も存在していることから、工事の実施に伴う水環境への影響が懸念される。

このため、関係機関に水道用水の取水地点の位置を確認の上、取水する河川から土地の改変区域までの距離を確保するとともに、仮設沈砂池の設置等により土砂や濁水の流出等を最小限に抑える等、水環境への影響に配慮した事業計画とすること。

4 動物

(1) 鳥類

区域にはクマタカ、イヌワシ、サシバ、ミヅゴイ等の重要な種が生息している可能性があり、また、区域及びその周辺は、ハチクマ等の鳥類の渡りルートとなっている可能性があることから、施設の稼働に伴う鳥類の風力発電機への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。

このため、専門家等の指導・助言を得ながら、鳥類への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。なお、調査については、飛翔軌跡、飛翔高度、餌場等への移動経路及び渡りの経路等の記録が重要となることに十分に留意して、適切な調査の手法を検討すること。また、夜間調査の実施についても検討すること。

(2) 両生類

区域には重要な種であるミカラサンショウウオが生息している可能性があることから、工事中の濁水及び地形改変等によるミカラサンショウウオへの影響が懸念される。

このため、専門家等の指導・助言を得ながら、ミカラサンショウウオへの影響に配慮した事業計画とともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

5 景観

区域及びその周辺は山岳等自然景観を有し、その一部は愛知高原国定公園の第3種特別地域に指定されている。また、区域周辺の国定公園内には主要な展望点が存在している。これらのことから、施設の存在に伴う景観への影響が懸念される。

このため、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価の手法の検討に当たっては、当該国定公園及び施設の管理者、関係自治体、地域住民、利用者等の意見を聴取すること。その上で風力発電機の規模、配置及び色彩を検討し、景観への影響に配慮した事業計画とすること。

特に、国定公園の第3種特別地域に風力発電機の設置をする場合は、国定公園内の主要な展望点からの眺望の著しい妨げにならず、かつ山稜線を分断するなど眺望の対象に著しい支障を及ぼさないようにすること。

6 その他

(1) 風力発電事業の適切な実施のためには、地域との適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが重要であることから、地域住民、関係機関等に対し、事業計画、環境配慮等について、丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。

(3) インターネットの利用により公表する図書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。

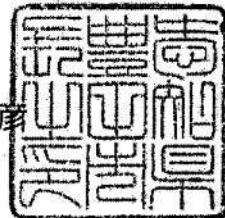


別添2

豊環保発第2385号
令和4年2月15日

愛知県知事 大村 秀章 様

豊田市長 太田 稔彦



(仮称)新城・設楽風力発電事業計画段階環境配慮書について(回答)

令和4年1月18日付け3環活第489号で照会のありましたことについては、
別紙のとおりです。

【担当】

豊田市 環境部 環境保全課
TEL 0565-34-6628
FAX 0565-34-6684



(仮称) 新城・設楽風力発電事業計画段階環境配慮書についての市長意見

1 総論

- (1) 想定区域の一部に、自然豊かで将来にわたり保存すべき愛知高原国定公園が含まれている。事業を進めるにあたっては、特にこの区域における事業実施について、極力環境に影響が生じないよう計画すること。
- (2) 設置を予定している風力発電施設は、大型で国内における稼働実績がないため、精度の高い予測が困難であると考えられる。国内外の最新の知見を踏まえて環境に配慮した事業を計画し、環境への影響について過小評価とならないように留意すること。
- (3) 地域住民等に対して分りやすく丁寧な説明を行うとともに、地域住民等の意見に十分配慮する等、理解の促進に努めること。また、最新の住宅等の立地状況を考慮して、手続きを進めること。

2 各論

(1) 騒音及び超低周波音

想定区域周辺には住宅等があり、騒音及び超低周波音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電施設の配置は、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、住宅等から離隔する等、生活環境への影響を回避又は低減すること。

(2) 動植物、生態系等

想定区域及びその周辺は、レッドリストあいち2020掲載種の渡り鳥が確認されている。施設稼働による鳥類等の衝突や生息環境への影響が懸念されることから、適切に調査、予測及び評価し、専門家や地域住民等の意見を踏まえ、鳥類等への影響を回避又は低減すること。

(3) 景観

想定区域周辺には主要な眺望点があるため、事業計画の検討時には、眺望点の管理者、利用者、地域住民等の意見を踏まえ、景観への影響を回避又は低減すること。

写

新環政 2・5・5
令和4年2月14日

愛知県知事 大村 秀章 様

新城市長 下江洋行



(仮称)新城・設楽風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見について(回答)

令和4年1月18日付3環活第489号で照会がありましたのことについて、別紙のとおり回答します。

担当: 新城市 市民環境部 環境政策課
環境政策係

TEL 0536-23-7690

FAX 0536-23-7047

E-mail e-seisaku@city.shinshiro.lg.jp



(仮称) 新城・設楽風力発電事業計画段階環境配慮書に関する意見

1 配置等に係る複数案の提示について

事業実施想定区域における複数案の設定について、P17で「一方、現時点では～『配置・構造に関する複数案』は設定しなかった」とあるが、地域住民等が最も不安に思うことは騒音、振動、低周波音等による環境影響と思われる。当該風力発電事業計画近傍に居住している住民が受けうる生活環境等への影響の可能性をイメージできるように少なくとも方法書の手続段階では、設備の配置、構造等を特定した上で複数案を提示しつつ、その環境影響に係る調査を検討すること。

2 風力発電機について

災害等による影響を検討する際には過去の災害事例データだけでなく、これまでにならない規模の災害が起きる可能性も想定し、気候変動研究の専門家等の意見を聴取した上で工事計画、設備の構造等を検討すること。

3 内水面漁業等の下流域について

内水面漁業等の下流域への影響について配慮し、各漁業組合(寒狭川中部、巴川、三河湖)、矢作川沿岸水質保全対策協議会に事前に事業を説明すること。

4 水質汚濁について

当該風力発電事業計画の実施場所近くに菅沼川があり、菅沼川下流には水道水源がある。樹木伐採や工事又は設備稼働時に菅沼川への濁水流出が懸念されるので、濁水が流出しないように対策を講じること。

5 新市の環境保全に係る計画について

新市の地球温暖化対策に係る施策及び目標について、本事業は民間企業が実施することが想定されているため、新市の事務事業について定めた「新市地球温暖化防止実行計画（第3次計画）」ではなく、新市の行政区域全体の温暖化対策施策と目標を定めた「第2次新市環境基本計画」に包含する「新市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を記載することが望ましい。なお、新市では国の温室効果ガス削減目標の引き上げに合わせて目標の改定を検討しているため、方法書以降については、その最新状況について留意すること。

6 「新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例」について

「新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例」の基本理念に沿うように事業を検討し、早い段階から地域とのコミュニケーションを図り、地域の発展に資する要望等に対して真摯に対応すること。

7 事業計画による影響について

同規模、同規格、同条件による比較は難しいかもしれないが、データだけでなく、参考事例も取り入れ、可能な限り風力発電設備建設の影響について、イメージできるように工夫して示すこと。

8 計画段階配慮事項として選定する項目のうち工事の実施について

「発電所アセス省令」では建設機械の稼働について、振動が該当しないとされているが、特定建設作業に該当する場合もあるため、方法書以降では振動も配慮事項として選定すること。

9 新城市風力発電施設等の建設等に係るガイドラインの環境影響評価項目について

「新城市風力発電施設等の建設等に関するガイドライン」に係る広告物、光害、文化財、建設工事作業による影響等についても方法書作成以前の早い段階で評価方法、項目、参考となる基準等を整理すること。

10 工事の実施に係る項目について

方法書以降の作成にあたり、風力発電設備本体だけでなく、周辺の整地や取付道路等の建設によって変化した環境が風力発電稼働後にどのように影響を与えるかについても検討すること。

11 「人と自然とのふれあい活動の場」について

P160 第4.1-3表「計画段階配慮事項として選定しない理由」において、人と自然とのふれあい活動の場を選定しないとしているが、事業想定区域には「竜頭山（登山道、奥三河名山八選）」、事業想定区域近傍には「鳴沢の滝（名勝、観光施設）」「旧菅守小学校（地域利用、農家レストラン）」等不特定多数が利用している施設が存在することから、これら施設の概況、利用形態等を把握し、事業の影響を予測すること。

12 苦情対応について

事業実施にあたり住民等から苦情や要望があった場合は、真摯に対応し、市の指導や助言に従うこと。

13 生態系に係る調査について

生態系について既存資料による調査だけでなく、工事着工前までに現地調査による確認をすること。風力発電稼働後も重要地点についての影響を確認すること。また、「生物多様性保全の鍵になる重要な地域」の略称「KBA」について略称のみと正式名称の併記が混在しているため、方法書以降においては統一すること。

14 動物について

竜頭山周辺はクマタカ、ヤマネ、モモンガの生息地となっている可能性があるため、影響を及ぼさないようにすること。また、三河湖周辺は県指定天然記念物のミカワサン

ショウウオの生息地であるため、工事及び資材搬入の道路建設の際には十分配慮し、影響を及ぼさないようにすること。

15 植物について

竜頭山周辺はブナが混成した広葉樹林が存在し、貴重であるため、事業実施による影響について配慮すること。

16 景観について

景観の保持に対する事業者の考え方をまとめた上で、方法書の手続き前までに「新城市風力発電施設等の建設等に関するガイドライン」で求める四季、昼間及び夜間における景観の変化を視覚的な表現方法によって予測した合成図等を作成し関係者に説明すること。

17 景観資源、主要な眺望点について

景観資源、主要な眺望点の状況について「風力発電所の環境影響評価の実施に係る事例集（平成29年12月、環境影響評価審査の検証 風力発電所事例集 検討委員会）」P39, 40に記載のとおり「地域住民に親しまれている眺望点も含めて選定する必要がある」とのことから、事業想定区域に近接する公民館、集会所等の他、新城市的観光マップや他団体の発行する観光ガイド等についても調査すること。

写

3設企第211号
令和4年2月7日

愛知県知事殿

設楽町



(仮称)新城・設楽風力発電事業計画段階環境配慮書について(回答)

令和4年1月18日付け3環活第489号で照会のありました(仮称)新城・設楽風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見は、下記のとおりです。

記

1. 計画されている発電施設は巨大なものであることから、超低周波音を含む騒音、風車の影などによる近隣住民への影響、発電施設及び設置工事による自然環境への影響、周辺からの眺望景観への影響などについて詳細な調査、予測を実施し、その結果を十分に勘案した上で事業の実施について検討されたい。
2. 周辺地域住民の健康への影響については、特に慎重に検討されたい。
3. 絶滅の恐れのある野生生物が生息する可能性がある範囲では、詳細な調査、予測などを実施し、影響の回避、低減について十分検討されたい。
4. 発電施設の設置工事を行った場合に生ずる可能性のある濁水、土砂流出による下流河川の魚類等生息環境への影響についても十分検討されたい。
5. 設楽町省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例を尊重されたい。
6. 事業内容及び事業に伴う影響について住民に十分説明し、理解を得た上で事業の実施について検討を進められたい。

担当企画ダム対策課
電話 0536-62-0514

(ダイヤルイン) 愛知県
-42.~7
環活第 号